○経済産業省告示第二百二号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定をしたので、同法第七十四条の二第一項第一号の二の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十九年八月二十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

名称（事業所の名称を含む。）	事業所所在地	認定の種類	認定年月日
日本ゼオン株式会社 徳山工場	山口県周南市那智町二番一号	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十八年十月三十一日
東ソー株式会社 四日市事業所	三重県四日市市霞一丁目八番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十八年十一月二十一日
旭化成株式会社 水島製造所Ｂ地区	岡山県倉敷市潮通三丁目十三番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十八年十一月二十五日
旭化成株式会社 水島製造所Ｃ地区	岡山県倉敷市児島塩生字新浜二千七百六十七の十一	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十八年十一月二十五日
日本ゼオン株式会社 水島工場	岡山県倉敷市児島塩生字新浜二千七百六十七番地一	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十八年十二月七日
富士石油株式会社 袖ケ浦製油所	千葉県袖ケ浦市北袖一番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十九年一月二十日
ＪＮＣ石油化学株式会社 四日市工場	三重県四日市市霞一丁目二十一番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十九年一月二十三日
ＮＳスチレンモノマー株式会社 大分製造所	大分県大分市大字中ノ洲三番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十九年二月一日
ＪＳＲ株式会社 千葉工場	千葉県市原市千種海岸五番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十九年三月七日
和歌山石油精製株式会社 海南工場	和歌山県海南市藤白七百五十八番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十九年三月二十四日
東燃ゼネラル石油株式会社 千葉工場	千葉県市原市千種海岸一番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十九年三月二十七日
鹿島石油株式会社 鹿島製油所	茨城県神栖市東和田四番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十九年三月二十七日
ＪＸエネルギー株式会社 川崎製造所浮島地区	神奈川県川崎市川崎区浮島町十番十号	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十九年三月三十日
ＪＸエネルギー株式会社 川崎製造所川崎地区	神奈川県川崎市川崎区夜光二丁目三番一号	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十九年三月三十日

○国土交通省告示第八百七号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第五条第四項の規定に基づき、福島県が行う次の土地分類基本調査を、平成二十九年八月四日付けをもって国土調査として指定したので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十九年八月二十九日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　小此木八郎

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
福島県	測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二十七条第二項の規定により国土交通大臣の刊行した五万分の一地形図「川治」、「燧ケ岳」及び「藤原」の図幅内の地域（福島県の区域に限る。）	指定の日から平成三十年三月二十日まで

○近畿地方整備局告示第百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十九日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　二号　明石市桜町一〇五六番一から同市桜町一〇二四番一まで

一般国道　二十八号　南あわじ市八木寺内字赤岸一三一一番三地先から同市市円行寺字大田川原五三三番一地先まで

一般国道　百七十一号　伊丹市昆陽八丁目七〇番一から同市寺本一丁目四六番一まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年九月十九日

五　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○九州地方整備局告示第百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月二十九日

九州地方整備局長　増田　博行

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　福岡広域都市計画道路事業三・三・一―三十九号志免宇美線及び宇美須恵都市計画道路事業三・三・十四―一号志免宇美線

三　事業施行期間　自平成二十九年八月二十九日至平成三十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　福岡県糟屋郡志免町大字吉原字和田、字恵良及び字河原、福岡県糟屋郡宇美町大字井野字長瀬、字川原田、字供田、字市郎田及び字高岸並びに大字宇美字高岸地内

使用の部分　福岡県糟屋郡志免町大字吉原字河原、福岡県糟屋郡宇美町大字井野字長瀬及び字野間地内